|  |
| --- |
| **５０７３．石油石炭税納税申告**  **事項登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＯＣＡ | 石油石炭税納税申告事項登録 |

１．業務概要

「石油石炭税納税申告（ＯＣＣ）」業務に先立ち、石油石炭税納税申告に係る事項を登録または訂正する。

納期限延長申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した石油石炭税納税申告の事項はＯＣＣ業務までの間任意に訂正できる。

登録した石油石炭税納税申告事項はＯＣＣ業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

２．入力者

通関業、輸出入者

３．制限事項

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 入力欄数は３００欄以下であること。 |
| ２ | 内国消費税等の種類が石油石炭税のみであること。 |
| ３ | 算出された内国消費税等税額は１１桁以下であること。 |
| ４ | システム換算後の入力された数量は整数部１４桁以下、かつ、合計した値が１億トン未満または１億キロリットル未満であること。 |
| ５ | 従量税率に係る課税標準数量は課税標準単位に換算後１２桁（小数点を含む）以下であること。 |

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②石油石炭税納税申告の事項訂正の場合は、石油石炭税納税申告ＤＢに登録されている事項登録者と同一であること。

③入力者が輸出入者の場合は、利用者ＤＢに登録されている申告者コードと入力された申告者コードが同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）石油石炭税特例納付ＤＢ及び石油石炭税納税申告ＤＢチェック

①石油石炭税納税申告が行われていないこと。

②納税申告期限日＊１を過ぎていないこと。

③以下の登録が行われていないこと。

「石油石炭税納税申告手作業移行」

（＊１）輸入申告許可日の翌月末日。ただし、翌月末日が土日祝日等である場合は、その翌日。

（４）輸出入者関連チェック

申告者コード欄に入力された申告者コードで以下のチェックを行う。

（Ａ）申告者コードが国内用輸出入者ＤＢまたは法人番号管理ＤＢに存在すること。

（Ｂ）申告者コードが石油石炭税特例納付ＤＢに登録されている申告者コードと同一であること。

（Ｃ）識別符号チェック

識別符号欄の入力によって、以下のチェックを行う。

①識別符号欄が「１」の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者としてシステムに登録されている申告者コードであること。

②識別符号欄が「２」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている申告者コードであること。

③識別符号欄が「３」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている申告者コードであること。

④識別符号欄が未入力の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者コードとしてシステムに登録されている申告者コードであること。

（Ｄ）納付方法識別チェック

納付方法識別欄に「Ｓ」が入力された場合は、国内用輸出入者ＤＢに情報出力先利用者コードが登録されていること。

（５）輸入品目関連チェック

品目コード欄に入力された品目コードで以下のチェックを行う。

（Ａ）輸入品目ＤＢに存在すること。

（Ｂ）チェック対象日＊２が輸入品目ＤＢに登録されている有効期限内であること。

（＊２）入力された輸入申告等番号に登録されている輸入申告日（輸入許可前引取貨物の輸入申告の場合は輸入許可前貨物引取承認日、蔵出輸入申告の場合は申告から許可までの間に法令改正があったものは輸入許可日）。

（Ｃ）輸入品目ＤＢに内国消費税等種別コードが登録されている場合は、入力された内国消費税等種別

コードの上位１桁と同一であること。

（６）内国消費税等種別関連チェック

内国消費税等種別コード欄に入力された内国消費税等種別コードで以下のチェックを行う。

（Ａ）入力された内国消費税等種別コードが内国消費税等種別ＤＢに存在すること。

（Ｂ）チェック対象日＊２が内国消費税等種別ＤＢに登録されている有効期限内であること。

（Ｃ）内国消費税等種別コードが石油石炭税（先頭１桁が「Ｑ」）であり、「Ｑ３０」以外であること。

（Ｄ）内国消費税等種別コードが同じ場合、内国消費税等税率＊３が同じであること。

（＊３）内国消費税等種別ＤＢに登録されている内国消費税等税率。

（７）口座関連チェック

口座番号欄に入力があった場合は、以下のチェックを行う。

（Ａ）入力された口座番号が口座ＤＢに存在すること。

（Ｂ）入力された口座番号が通関業者口座の場合は、入力者が口座ＤＢに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者ＤＢに登録されていること。

（Ｃ）入力された口座番号が輸入者口座の場合は、申告者または輸入取引者が口座ＤＢに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者ＤＢに登録されていること。ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

（８）担保関連チェック

担保登録番号欄に担保登録番号の入力がある場合または既に石油石炭税納税申告ＤＢに担保登録番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

（Ａ）入力された担保登録番号が担保ＤＢに存在すること。

（Ｂ）以下のいずれかを満たすこと。なお、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

①担保ＤＢに登録されている担保提供者コードが以下のいずれかである。

・申告者（輸入取引者を含む。）の先頭８桁

・申告者（輸入取引者を含む。）の先頭１３桁

・入力者

②担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者ＤＢに申告者（輸入取引者を含む。）の先頭８桁または１３桁が登録されている。

③担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者ＤＢに入力者が登録されている。

（Ｃ）本業務が入力された日が担保ＤＢに登録されている引落とし可能期間内であること。

（Ｄ）担保ＤＢに使用可能通関業者が登録されている場合は、当該通関業者が入力者と同一であること。

（Ｅ）担保ＤＢに登録されている担保提供原因に係るチェックを行う。

①納期限延長コード欄に納期限延長を使用する旨のコードの入力がある場合は、担保ＤＢに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

（Ｆ）納期限延長コード欄に入力されたコードに係るチェックを行う。

①担保ＤＢに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されている場合は、納期限延長コード欄に納期限延長を使用する旨のコードの入力があること。

（Ｇ）あて先税関官署において使用可能な担保であること。

（９）その他のチェック

①あて先官署は、輸入申告等受付官署であること。

②１欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

５．処理内容

|  |  |
| --- | --- |
| 項番 | 処理 |
| １ | 入力チェック処理 |
| 2 | 内国消費税等課税標準数量の換算 |
| 3 | 内国消費税等課税標準決定処理 |
| 4 | 内国消費税等税額の算出 |
| 5 | 統合処理 |
| 6 | 内国消費税等税額合計の算出 |
| 7 | 担保額の算出 |
| 8 | 石油石炭税納税申告番号の払出し処理 |
| 9 | 石油石炭税特例納付ＤＢ処理 |
| 10 | 石油石炭税納税申告ＤＢ処理 |
| 11 | 注意喚起メッセージ出力処理 |
| 12 | 出力情報出力処理 |

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）内国消費税等課税標準数量の換算

（Ａ）換算処理

従量税率を適用する場合は、数量欄を内国消費税等課税標準数量単位に基づき内国消費税等課税標準数量に換算する。

（Ｂ）端数処理

リットル位またはキログラム位未満切り捨て（ただし、重量・容量の相互の換算は行わない。）

（３）内国消費税等課税標準決定処理

算出した内国消費税等課税標準数量とする。

（４）内国消費税等税額の算出

「内国消費税等課税標準数量×内国消費税等税率」を内国消費税等税額とする。

（Ａ）端数処理

内国消費税等税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

（５）統合処理

（Ａ）統合判定処理

以下の項目がすべて同一の欄毎に内国消費税等課税標準数量の統合を行う。なお、①～③の組み合わせと②、③の組み合わせでそれぞれを対象として統合を行う。

①品目コード欄

②内国消費税等種別コード欄（「Ｑ４１」または「Ｑ４２」の場合、同一と判定する）

③内国消費税等税率

（Ｂ）統合後の税額計算処理

統合された欄毎に統合後の内国消費税等課税標準数量に基づき統合後の内国消費税等税額を算出する。

（６）内国消費税等税額合計の算出

課税標準数量各欄の内国消費税等税額＊４を区分＊４５毎に合計し、区分毎の内国消費税等税額を算出する。さらに各区分の内国消費税等税額のを合計し、１００円未満を切り捨てる。

（＊４）（５）（Ａ）②、③の組み合わせで統合されているものは統合後の内国消費税等税額。

（＊４５）区分は以下の通り。

①原油及び歴青油（原油に限る）

②石油製品

③ガス状炭化水素（下記のものを除く）

④ガス状炭化水素（天然ガス）

④石炭（下記のものを除く）

⑤石炭（特定用途）

（７）担保額の算出

算出した内国消費税等税額合計を担保額とする。

（８）石油石炭税納税申告番号の払出し処理

石油石炭税納税申告事項の登録を受け付けた場合は、以下の条件をすべて満たす石油石炭税納税申告番号を払い出す。ただし、石油石炭税納税申告事項の訂正の場合は、払い出しは行わない。

①石油石炭税納税申告ＤＢに登録されていない石油石炭税納税申告番号（先頭１０桁）

②資金ＤＢに登録されていない石油石炭税納税申告番号（先頭１０桁）（税関官署コードとの組み合わせ）

③添付ファイル管理ＤＢに登録されていない石油石炭税納税申告番号（先頭１０桁）

（９）石油石炭税特例納付ＤＢ処理

①入力内容を石油石炭税特例納付ＤＢに登録・更新する。

（10）石油石炭税納税申告ＤＢ処理

①入力内容を石油石炭税納税申告ＤＢに登録・更新する。

（11）注意喚起メッセージ出力処理

石油石炭税特例納付ＤＢに存在しない輸入申告等番号（マニュアル輸入申告を除く）が入力された場合、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

（12）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 石油石炭税納税申告入力控情報＊６ | なし | 入力者 |

（＊６）端末パッケージを利用した際の帳票用レイアウトは、出力内容により石油石炭税納税申告控情報と同等の帳票レイアウトで表示される。

７．特記事項

（１）納付方法識別及び口座番号の入力方法について

納付方法識別欄及び口座番号欄へ入力可能な組み合わせは以下のとおり。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 納税方式 | 納付方法 | 口座引落としタイミング | 引落額の申告者通知要否 | 入力欄 | |
| 納付方法  識別 | 口座番号 |
| 即納 | 直納 | - | - | スペース | スペース |
| 口座 | 即時 | - | Ｒ | 入力あり |
| 即時以外＊7 | 不要 | Ｅ | 入力あり |
| 要 | Ｓ | 入力あり |
| ＭＰＮ | - | - | Ｍ | スペース |
| 納期限延長 | 直納 | - | - | スペース | スペース |
| 口座 | Ｒ | 入力あり |
| ＭＰＮ | Ｍ | スペース |

（＊７）納付方法識別欄に「Ｅ」または「Ｓ」を入力した場合の口座引落とし処理は、「リアルタイム口座引落とし依頼（ＲＯＷ）」業務を実施する必要がある。

| 納期限延長 | 納付方法識別 | 口座番号 | 処理内容 |
| --- | --- | --- | --- |
| 納期限延長なし | Ｍ | 入力あり | エラー |
| 入力なし | マルチペイメントネットワーク（以下、ＭＰＮという。）による納付を行う |
| 入力なし | 入力あり | エラー |
| 入力なし | 直納による納付を行う |
| Ｒ | 入力あり | 口座振替（リアルタイム口座）による納付を行う |
| 入力なし | エラー |
| 納期限延長あり | Ｍ | 入力あり | エラー |
| 入力なし | ＭＰＮによる納付を行う |
| 入力なし | 入力あり | エラー |
| 入力なし | 直納による納付を行う |
| Ｒ | 入力あり | 口座振替（リアルタイム口座）による納付を行う |
| 入力なし | エラー |